

紀の川市における特定事業主行動計画の実施状況及び女性活躍の状況の公表

紀の川市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づき「紀の川市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項及び次世代法第 19 条第 5 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、女性の活躍状況を公表します。

令和 8 年 8 月 2 6 日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.8%
全職員	75.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.7%
本庁課長相当職	97.2%
本庁課長補佐相当職	99.4%
本庁係長相当職	92.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	106.2%
31～35年	94.6%
26～30年	90.5%
21～25年	89.8%
16～20年	90.9%
11～15年	92.4%
6～10年	93.6%
1～5年	95.5%

【説明欄】

＊男女の給与の差異は令和７年度の実績により算出し、勤続年数は情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出

◆任期の定めのない常勤職員

扶養手当や住居手当については男性職員による受給が多い傾向にあり、また、育児のための短時間勤務を行う女性職員が多いことが、給与の差異の発生している要因の一つと考えられる。

◆任期の定めのない常勤職員以外の職員

短時間勤務を行う女性職員が多い傾向にあることが、給与の差異の発生している要因の一つと考えられる。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	３０．２％

【説明欄】

＊令和８年４月１日時点の職員数により算出

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	２３．８％
本庁課長相当職	３１．９％
本庁課長補佐相当職	４６．８％
本庁係長相当職	２９．７％

【説明欄】

＊令和８年４月１日時点の職員数により算出

Ⅳ 女性職員の採用割合

区分	採用者数	うち女性	令和8年度
事務職	16人	8人	50.0%
土木職	1人	0人	0.0%
建築職	1人	1人	100.0%
保健師	1人	1人	100.0%
保育士	3人	3人	100.0%
社会福祉士	2人	0人	0.0%
全体	24人	13人	54.2%

【説明欄】

*令和8年4月1日付採用の職員数により算出

Ⅴ 男女別継続勤務年数

区分	令和7年度
男性職員	19.8年
女性職員	18.3年
職員全体	19.2年

【説明欄】

*令和8年4月1日時点の職員数により算出

Ⅵ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	71.4%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	%	%
1週間以上2週間未満	16.7%	%	%	%
2週間以上1月以下	16.7%	%	%	%
1月超3月以下	33.2%	%	%	%
3月超6月以下	16.7%	%	%	%
6月超9月以下	%	%	%	%
9月超12月以下	%	%	%	100%
12月超24月以下	16.7%	33.3%	%	%
24月超	%	66.7%	—	—

【説明欄】

*令和7年度の取得実績により算出

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率

区分	令和7年度
配偶者出産休暇	100.0%
育児参加休暇	42.9%

【説明欄】

*令和7年度の取得実績により算出

VIII 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	10.8 時間／月
内部部局等以外	2.6 時間／月

【説明欄】

*令和7年度の勤務実績により算出

IX 年次休暇の取得状況

区分	令和7年度
常勤職員	32.1 %
会計年度任用職員	58.2 %

【説明欄】

*令和7年度の取得実績により算出